

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 福島厚生年金 事案 744

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47 万円）であったと認められることから、平成5年4月から7年3月までの期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月30日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が8万円又は9万2,000円になっているが、給与支給額と異なるので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年4月30日）の後の平成7年5月1日付けで、遡<sup>そきゅう</sup>及して5年4月から6年10月までの期間は8万円、同年11月から7年3月までの期間は9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人自身は、「B市に所在する工場において工場長の仕事をしており、A社の社会保険事務は、C都道府県に所在する本社において、事業主の妻が担当していた。標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正については、事業主及びその妻から説明は受けていない。」と述べており、このことについて、申立期間当時、同社に勤務していた同僚の中には、同様のことを述べている者も存在する上、事実、同社はC都道府県に所在する社会保険事務所において適用を受け、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正も、同社会保険事務所において処理されたものと考えられることから、申立人は、前述の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、47 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所（現在は、A社B支店）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月2日、資格喪失日に係る記録を47年2月8日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月2日から47年2月8日まで

私は、申立期間にはA社B出張所に勤務しており、昭和46年7月の家計簿にもその旨の記載があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された家計簿及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、A社B出張所の当時の給与事務担当者及び社会保険事務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立人が自らと同じ仕事であったと記憶している同僚3人については、いずれも同社同出張所における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、そのうち申立人が自分の1、2か月後に入社したと記憶している同僚は、申立人と同じ仕事であったことを記憶している上、昭和46年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代で、A社

B出張所において昭和46年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同じ仕事であったとする前述の同僚の同年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われているところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月から47年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月6日から23年7月1日まで  
② 昭和25年2月1日から同年7月1日まで  
③ 昭和27年6月1日から同年11月25日まで

私は、昭和17年6月1日から27年6月1日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①当時に盲腸で入院した際の治療費について、同社から健康保険証があるので本人の負担分はそれほど無い旨の説明を受けた記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

また、A社を昭和27年6月1日に退社後、B社の前身であるC社に転職したが、同年11月25日にB社において被保険者となるまでの申立期間③の被保険者記録が無い。

いずれの事業所においても継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③について、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が提出したA社が発行した居住証明書(昭和21年3月7日付け)及び同僚の記憶により、申立人は、当時、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿によれば、申立期間①及び②において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、昭和17年6月1日から20年9月5日まではD社として、23年7月1日から25年1月31日まではA社として、同年7月1

日からはE社としてそれぞれ適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人の被保険者記録は、これら事業所に係る適用事業所の記録と一致している。

また、同僚に照会しても、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、当該同僚についても、申立期間①及び②の被保険者記録は無い。

申立期間③については、申立人は、B社の前身であるC社に勤務していたと述べているところ、適用事業所名簿によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、また、B社は昭和27年11月25日に適用事業所となり、申立人も同日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C社の同僚として申立人が記憶している者も、申立人と同日にB社において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間③の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月ごろから13年10月ごろまで  
私は、申立期間には、A社に勤務していた。4年以上勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、平成9年7月1日から13年10月15日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の元事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間における老齢厚生年金の受給記録が確認できるところ、当該受給記録には、A社において厚生年金保険被保険者となっていた場合に行われるべき在職老齢年金制度に基づく支給調整に係る記録は無いことから、同社の事業主は、申立期間について、申立人の被保険者資格取得に係る届出を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち平成11年8月20日以降の期間については、当時の厚生年金保険法の規定により、既に65歳に達していた申立人は、被保険者となることができない。

加えて、申立期間当時のA社の経理事務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった記憶がある。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 福島厚生年金 事案 748

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 4 月 2 日まで

A社B局の後継事業所であるC社D支社発行の在籍証明のとおり、私は、昭和43年3月1日付けで同局Eに配属され臨時雇用員として勤務し始めたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年4月2日となっている。

勤務している事実があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びC社D支社から提出された臨時雇用員就労カードにより、申立人は、申立期間においてA社B局に臨時雇用員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社D支社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人の資格取得日は、昭和43年4月2日と記載されており、オンライン記録と一致していることに加え、申立人に係る雇用保険の加入記録も、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、申立期間当時の同僚のうち、申立人と同様、新卒で入社したとする複数の同僚は、昭和43年3月から既に勤務していたと述べているところ、A社B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該同僚の被保険者資格取得日はいずれも、同年4月1日又は同年4月2日となっていることが確認できることから、事業主は、資格取得日を一律にこれらの日付とする取扱いを行ったものと考えられる。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間におい

て、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。